

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会 一般事業主行動計画（第5回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに地域との連携や社会貢献のため、次のような行動計画を定める。

計画期間

- ・2024年4月1日～2029年3月31日までの5年間

内容

目標1. 所定外労働時間を削減するため、「毎週水曜日」をノー残業デーとする

<対策>

- ・2024年4月1日～2029年3月31日
- ・所定外労働時間の現状調査及び原因分析
- ・職員に対してノー残業デーの周知
- ・ノー残業デーの継続実施

目標2. 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年5日以上とする

<対策>

- ・2024年4月1日～2029年3月31日
- ・年次有給休暇の取得状況の把握
- ・年次有給休暇の計画的取得に向けた啓発活動
- ・各部署において年次有給休暇の取得計画を策定

目標3. 育児・介護休業法に基づく諸制度の周知を図り利用を促進する

<対策>

- ・2024年4月1日～2029年3月31日
- ・パンフレット等を活用した制度の周知
- ・産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除など、制度の周知と情報提供

目標4. 固定的な性別役割分担意識を払底する

<対策>

- ・2024年4月1日～2029年3月31日
- ・職員のマネジメント、育成に関する研修への参加
- ・キャリアイメージ形成のための研修への参加

目標5. 地域との連携を図るため、実習生やボランティアを受け入れる

<対策>

- ・2024年4月1日～2029年3月31日
- ・小学生、中学生のボランティア体験の積極的な受け入れ
- ・専門学校・大学・教職員など、資格取得希望者の実習の積極的な受け入れ